

2010年7月2日

特定非営利活動法人
食品安全グローバルネットワーク御中

食品添加物に関する政策について

民主党

民主党の政策に対するご質問ありがとうございました。

以下、民主党における取り組みの現状を申し上げ、回答にかえさせていただきます。回答が遅れ、申し訳ございません。

民主党はこれまで食品添加物の表示を徹底すること、化学物質の事前審査を徹底するための法改正を検討してまいりましたが、食の安全・安心を確保するため、以下のような政策を掲げております。

○ 食の安全・安心に関する行政組織の抜本的改革

牛海綿状脳症（BSE）の発生を契機にリスク分析システムが導入されましたが、リスク評価機関（食品安全委員会）もリスク管理機関（農林水産省、厚生労働省）も食品をめぐる数々の問題・事故に適切な対応ができていません。食品安全委員会は、米国産牛肉の輸入再開に際し、リスク評価を事实上放棄するに等しい結論を出すなど、その在り方について様々な問題が指摘されてきました。また、リスク管理機関は、農林水産省と厚生労働省に分かれ、責任の所在が不明確なため、中国産餃子中毒問題、食品表示偽装問題、事故米穀不正規流通問題等の事件への機動的な対応ができませんでした。

こうした現状を踏まえ、わが国の食品安全行政の在り方を抜本的に改革するため、まず、食品安全委員会については、リスク管理機関からの独立性を担保し、リスク評価機能が十全に果たせるよう組織体制を強化します。また、農場から食卓までのリスク管理の一貫性を確保するために、農林水産省消費安全局と厚生労働省食品安全部とを統合し、リスク管理機能を一元化した「食品安全庁」を創設します。

○ 食品のトレーサビリティ（追跡可能性）・システムの導入

トレーサビリティは、生産者と消費者との距離が拡大する経済社会の下では、食品事故発生時の原因究明や製品回収に、また、表示などの情報の正しさの検証に有効な仕組みです。

すべての食品にベーシックなトレーサビリティを義務付けているEUの例を参考に、わが国においても、一定期間経過後についての食品について、仕入先、

仕入日、販売先、販売日を記録・保管するトレーサビリティを義務付けます。事故米穀不正規流通問題を受け国会に提出された「米穀等の取引等に係る情報の記録及び原産地情報の伝達に関する法律」は、米および米加工品にのみトレーサビリティを義務付ける内容でしたが、民主党の主張により「政府は全食品のトレーサビリティ導入等を検討する」旨の条文を追加する修正が行われました。なお、トレーサビリティの義務化の時期を踏まえ、食品の製造工程での安全管理や品質管理を図るための措置として、農業生産工程管理工程（GAP）や危害分析重要管理点（HACCP）への対応も義務化します。

○食品表示の拡大等

食品に関する消費者の合理的な選択に資するため、加工食品や外食における原料原産地表示の義務付けを拡大します。ただし、一定規模に満たない中食・外食業者に対しては現実的対応を行います。

また、遺伝子組換え食品及びクローン動物由来食品については、その旨の表示等を義務付けます。

○トレーサビリティ（追跡可能性）等とリンクした輸入検疫体制の強化等

日本は、食料の6割を輸入に依存しており、食品及び動植物の検疫体制の強化・拡充が必要です。輸入食品について国産の食品と同等の安全性を確保するためにわが國への主要な輸出国に「国際食品調査官（仮称）」を配置できるよう検討を行うほか、トレーサビリティや危害分析重要管理点（HACCP）等を義務化して、事前に「国際食品調査官」が生産地における施設の検査を行えるようにします。原則として、「国際食品調査官」の検査を受けた施設以外の食品の輸入は認めないこととします。

引き続きこうした施策の実現に努力してまいりたいと思います。今後ともご指導のほどよろしくお願い申し上げます。

以上